

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	小松市						
プ ラ ン の 名 称	国民健康保険小松市民病院改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 31日						
対 象 期 間	平成 21年度 ~ 平成 25年度						
病院の現状	病 院 名	国民健康保険小松市民病院					
	所 在 地	石川県小松市向本折町ホ60番地					
	病 床 数	364床					
	診 療 科 目	内科、精神科、神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、神経内科、外科、小児科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、産婦人科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、歯科、歯科口腔外科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		4疾病5事業については、医療圏の中で、医療計画に基づき具体的な医療体制の構築を行うとともに、がん診療、救急医療、生活習慣病の3つを重点項目として取り組んでいく。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		総務省自治財政局通知に基づく繰出基準や地方交付税基準財政需要額算入内容を勘案する。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	94.6	98.8	100.3	101.8	102	
	職員給与費比率	55.8	52.2	53.5	53	53.1	
	病床利用率(全病床)	84.5	85.3	80.9	81.7	82.5	稼働病床数により算出
	病床利用率(一般)	87.4	88.8	85	86	87	
	材料費比率	28.7	30.1	27.3	27.1	27.1	
	患者1人1日あたり収入(入院)	34,625	34,849	37,718	37,750	37,782	
	患者1人1日あたり収入(外来)	8,982	9,312	10,075	10,075	10,075	
上記目標数値設定の考え方		平成18年度以降、病棟の改修工事の影響により病床数の減少に伴う、患者数の減少により、収益は悪化していたが、改修工事終了後には、病床利用率は回復していることから、平成21年度の一般病床利用率は85%として計算しています。収支面については、経営健全化計画による、各部署の生産性の向上による収益の向上や、支出の減少を加味したうえで、算定しています。(経常黒字化の目標年度:21年度)					

				団体名 (病院名)	国民健康保険小松市民病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	医療需要度、経済合理性、人的資源の3点を考慮して、診療科等の必要性や経営にあり方を含めた選択と集中を行います。					
	経費削減・抑制対策	委託費の仕様書の再点検、業者の見直し等による委託費の削減に取り組みます。また、後発医薬品の採用、新規採用薬品のチェック強化により材料費の削減に努めます。					
	収入増加・確保対策	各部署の目標を定めた経営健全化計画を策定し、2ヶ月に1回院内運営会議で進捗状況の確認を行います。経営健全化計画には、部門の生産性の向上や委員会による診療報酬適正化を行っていきます。					
その他	病院機能の向上、患者サービスの向上、職員の確保対策により経営効率化を図ります。						
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	81.9%	18年度	84.5%	19年度	85.3%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率は80%以上を常に維持しており、現在のところ病床数の削減は考えていない。					

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	能美市立病院、加賀市民病院、山中温泉医療センター、国民健康保険小松市民病院の4病院		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域の医療機関相互の機能分担と連携を強化することにより、地域医療ネットワークを構築する。		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容> 石川県においては、平成20年3月に策定した「石川県医療計画」に基づき、平成22年度までに、医療計画に定める4疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病)5事業(周産期、小児、救急、災害、へき地)について、公立病院をはじめ医療関係者との協議により、圏域毎の医療連携体制のあり方を示す「再編・ネットワーク化構想」を策定する予定である。 県においては、既に平成19年度から、脳卒中医療、急性心筋梗塞医療について平成20年度から、救急医療、周産期医療、小児医療、糖尿病医療について上記の協議に着手するとともに、新たに平成21年度から、がん医療、災害医療、へき地医療について協議を開始する予定である。 石川県医療計画推進委員会 平成22年度までに県が示す「再編・ネットワーク化構想」に基づき、平成23年度に対応計画を策定する。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 診療所化
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	小松市民病院改革プラン策定委員会の委員による、委員会を年1回開催して点検を行います。また、検討会における点検・評価については、小松市民病院ホームページ上に公表します。		
	点検・評価の時期(毎年 月頃等)	毎年3月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名 (病院名)	国民健康保険小松市民病院
--------------	--------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	5,617	5,751	6,129	6,399	6,482	6,538
	(1) 料 金 収 入	5,372	5,494	5,833	6,107	6,191	6,245
	(2) そ の 他	245	257	296	292	291	293
	うち他会計負担金	47	62	62	62	60	60
	2. 医 業 外 収 益	459	496	482	477	458	451
	(1) 他会計負担金・補助金	366	374	383	351	339	331
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	8	24	19	28	20	20
	(3) そ の 他	85	98	80	98	99	100
	経 常 収 益 (A)	6,076	6,247	6,611	6,876	6,940	6,989
	入	1. 医 業 費 用 b	5,836	6,202	6,268	6,449	6,430
(1) 職 員 給 与 費 c		3,123	3,208	3,198	3,422	3,438	3,473
(2) 材 料 費		1,521	1,651	1,842	1,747	1,760	1,772
(3) 経 費		903	872	933	961	934	935
(4) 減 価 償 却 費		265	434	257	274	253	242
(5) そ の 他		24	37	38	45	45	46
2. 医 業 外 費 用		375	405	425	409	390	381
(1) 支 払 利 息		243	261	264	241	222	211
(2) そ の 他		132	144	161	168	168	170
経 常 費 用 (B)		6,211	6,607	6,693	6,858	6,820	6,849
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		135	360	82	18	120	140
特 別 損 益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)		8				
	特 別 損 益 (D) - (E) (F)		8				
純 損 益 (C) + (F)		135	368	82	18	120	140
累 積 欠 損 金 (G)		3,763	4,131	4,213	4,195	4,075	3,935
不 良 債 務	流 動 資 産 (ア)	2,599	2,573	1,846	1,837	1,856	1,956
	流 動 負 債 (イ)	998	1,182	576	567	570	580
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等償で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)							
{(イ)-(I)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 ( )							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		97.8	94.6	98.8	100.3	101.8	102.0
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		0	0	0	0	0	0
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		96.2	92.7	97.8	99.2	100.8	101.1
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		55.6	55.8	52.2	53.5	53.0	53.1
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		78.0	84.5	85.3	80.9	81.7	82.5

( ) N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	国民健康保険小松市民病院
--------------	--------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	2,502	865	334	98	706	397
	2. 他会計出資金	290	337				
	3. 他会計負担金			380	375	407	380
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金	284	3	47	2	3	3
	7. その他	4	6	1	1	1	1
	収入計(a)	3,080	1,211	762	476	1,117	781
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)							
支 出	1. 建設改良費	2,555	875	390	100	713	400
	2. 企業債償還金	691	578	696	697	757	673
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他	41	1	1	2	1	1
	支出計(B)	3,287	1,454	1,087	799	1,471	1,074
差引不足額(B) - (A) (C)		207	243	325	323	354	293
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	205	242	325	323	354	293
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他	2	1				
計(D)	207	243	325	323	354	293	
補てん財源不足額(C) - (D) (E)							
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)							
実質財源不足額(E) - (F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 411,773	( ) 434,268	( ) 443,066	( ) 411,474	( ) 397,411	( ) 389,433
資本的収支	( ) 290,149	( ) 336,687	( ) 379,933	( ) 375,102	( ) 407,657	( ) 380,074
合計	( ) 701,922	( ) 770,955	( ) 822,999	( ) 786,576	( ) 805,068	( ) 769,507

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。